

書 評

国本伊代著『メキシコ革命とカトリック教会 — 近代  
国家形成過程における国家と宗教の対立と宥和 —』  
(中央大学出版部、2009年、A 5判、430頁、2,700円)

小泉 洋一 (甲南大学)

わが国と同様に国家と宗教の分離を憲法原則とする国としてメキシコがあることは案外知られていない。実は、メキシコにおいて国家と教会の分離が1873年（ということは大日本帝国憲法よりも早い！）に憲法典に書き加えられて以来、彼の国ではこの分離の原則が強く意識されてきた。にもかかわらず、なんと、わが国の憲法学者でさえもメキシコを政教分離国と正しく認知してこなかった。もともと、これはわが国においてメキシコ法研究が乏しすぎたことからすれば無理もなかるうが……。

そこでメキシコにおける国家と教会の分離を調べてみようとする、それに関するよい資料は何か、となるのは当然の成り行きである。ところが、長い間この領域で詳しい邦語文献は管見の及ぶかぎり皆無であった。それだけにメキシコにおける国家と教会の分離に関する本格的な研究書が昨年2009年に登場したことは、宗教学研究者にとっても喜ばしいかぎりである。まさに待望の書といったところであろうか。

それでは著者は誰かが気にかかる。執筆者である国本伊代氏は、現在、中央大学名誉教授であり、Ph.D (米テキサス大学) と学術博士 (東京大学) の学位を取得し、広くラテン・アメリカに関して多数の本を著してきた。また同氏は1998年から2000年まで日本ラテン・アメリカ学会の理事長の職にもあった。このようなラテン・アメリカ近現代史研究の碩学によって、その圧倒するような研究成果を一書に凝縮させられたものが本書である。しかも著者の博士学位論文が下敷きとなっている本書は、その研究の原点あるいは核心を取り扱ったものとみて間違いなかるう。

著者は、これまでに行ってきた数々の仕事をとおして、メキシコのカトリック教会をめぐる次のような奇妙な事実に強い関心をもってきたようである。それは大多数のメキシコ国民がカトリック信者でありカトリックの精神風土が深く根づいているにもかかわらず、カトリック教会が特権を剥奪され、憲法により1992年までその存在が否定されていたということである。メキシコにおけるこの矛盾の解明こそが本書の動機となっている。

ここにいう、憲法による「教会存在の否定」について説明しておくのが、読者には親切であろう。この衝撃的な表現は、メキシコの現行憲法である1917年憲法が、教会に対し不動産所有を禁止し、その法人格も認めなかったことを指している。このような「教会存在の否定」は1992年改正により大幅に改められるまで存続したのである。いま「教会」といつてきたが、念のためにこれも説明しておく、これは当時の憲法規定上においてもすべての宗教団体を指すものとなっている。つまり理論上は「宗教（団体）存在の否定」である。無論、実際にはカトリック教会が存在否定のターゲットになったことはいうまでもない。

話をもとに戻すと、著者は、次の3つの問いに分けて前述の課題に取り組んでいる。

問1 メキシコ革命はカトリック教会の何を問題視したか？

問2 1917年憲法の反教権主義条項はどのような背景をもって制定されたか、またそれは憲法制定過程でどのように審議されて成立したか？

問3 反教権主義条項を大幅に削除するとともに、宗教団体に法人格が認められた1992年の憲法改正にはいかなる背景があったか？

どれも興味深い問いばかりである。

まず第1に問1が取り上げられる。そこで著者はメキシコ革命における教会問題の歴史的背景を整理していく。具体的には、メキシコ建国期（1810—1854年）、レフォルマ革命期（1854—1876年）、ディアス時代（1876—1911年）に分けて、国家とカトリック教会の関係を詳しく分析するのである。そして、この作業をとおして国家の非宗教化に関する歴史の大きな見取り図が描かれる。それは、カトリックが国教とされていた19世紀前半にはすでに自由主義者が教育

を非宗教化する必要性を認識していたが、保守派との抗争を経て自由主義勢力が実権を掌握するまでは非宗教化が実現されることがなかったという構図である（第1部）。

次に問2が論じられる。これが本書の中心をなす。そこで本書はメキシコ革命期におけるカトリック教会のとった姿勢およびそれに対する革命勢力の反応を検証した後、制憲議会における代議員の発言などの検証などをおして、1917年憲法における反教権主義条項の制定過程を分析していく。ここでは法学者のように制憲議会審議録を精読する著者の姿を想ってしまう。

この仕事は大要次のような結論を導き出す。革命期にカトリック勢力が国民カトリック党を結成し、しかも教会首脳と同党が反革命勢力を支持したことが革命勢力による反教権主義的な動きを生じさせた。制憲議会は根本的な社会改革をめざす急進的な議会となった。そのうえ、制憲議会の議員がカトリック教会に対して激しい憎悪をもっていたことが、反教権主義条項の制定につながった（第2部）。

最後は問3である。ここで本書は、1917年憲法制定後の政教関係の進展が次の3つの時期に分けて詳しく論述していく。第1は反教権主義条項の適用による国家と教会との激しい対立とその後の協調の時期（20-30年代）。第2は社会変容と教皇のメキシコ訪問（40-70年代）。第3は反教権主義条項に関して憲法改正を行ったサリナスPRI政権（80-90年代）である。このようなスケールの大きな分析から、これら3つの時期における政教関係に関する次のような展開を明らかにするのが著者である。都市化、教育の普及、中間層の拡大、無神論者の増加など社会が激変するなかで行われた、1979年のローマ教皇のメキシコ訪問を機に政教関係が友好的な関係に転じた。さらには弱体化した制度的革命党（PRI）政権が権力の正当化のためカトリック教会に接近したことが、1992年の反教権主義条項改正を導いた（第3部）。

なお、本書は数種のアンケート調査のデータを基にメキシコにおけるカトリック教会と他教団に関する状況分析も収録する（補論）。これはメキシコの宗教事情を調べようとする者には便利であろう。

著者は、本書において、これまでわが国で十分に論じられてこなかった大き

なテーマに真正面から向かっている。しかも、それを真摯に論じている。また、本書において、わが国はもとよりメキシコにおいてすら入手が困難な資料も含め多くの文献資料を基に、しかも、教会関係者および反教権主義者による文献も含め、緻密な分析——その丹念さには研究者としてただ脱帽するのみ！——を加えた軌跡が、随所にうかがわれる。この点は、政教関係については、それを観察する者の立場を反映して見解が激しく対立しがちであるだけに、著者の論述の説得力を高めている。加えて本書には記述中に多くの表が掲げられていることも、読者にとってありがたい点である。

さて、カトリック教会が圧倒的な伝統と強い影響力を保ってきたメキシコにおいて、なぜ国家が教会に不動産所有を禁止し、法人格も否認したのか（**国家による教会の管理**）。しかも、その後、そのような状態が大幅に改められて、よりリベラルな国家と教会の分離になったのはなぜか（**国家と教会の分離化**）。この2点こそが本書で取り扱われた中心的問題である。そして、以上に概観したように本書はこれらに見事なほど明快な答えを出した。

前者すなわち「**国家による教会の管理**」に関する本書の論述において、政教関係法の比較というかなり周辺的な領域に関心を持つ私にとって、とくに印象深いことがある。それは国家の近代化と国家の非宗教化との関わりおよび教会による政治介入の強さについてである。つまり、自由主義者が、保守派との激しい対立、抗争の末、国家と教会の分離を憲法原則としたのは、教会が強い影響力を保ったメキシコにおいて国家の近代化を図るものであったのである。鈍感な私ですらも本書からこの点を大いに学ばせていただいた。また、国家が教会を管理するまでに至った理由として本書は次の点を納得させてくれる。すなわち、メキシコ革命時に、カトリックが政党を結成し教会も革命に対して強い反対を示したことが、結局、教会に対する敵意に基づき1917年憲法において、国家による教会の管理が導入されることにつながったのである。

次に、後者すなわち「**国家と教会の分離化**」に関しては、政教関係の変容およびそれを背景とする国家と教会の分離化がとくに注目される。国家による教会の管理に対する教会の激しい反発およびそれに伴う国家と教会との激しい対立を経た後、社会の激変によって国家と教会の関係が友好的な関係に転じた。

このような曲折を経た後、憲法改正により国家と教会の分離が実現されたのである。このような事実は、国家と宗教との友好的な関係および宗教の自由を伴う国家と宗教の分離の実現がいかに必要であっても、その実現がどれほど困難なものであるかをわれわれに語るかのようである。

以上のような重要な示唆をメキシコ研究の第一人者から受けとらせていただけるのが本書である。政教関係とくにその比較法を研究する者にとってこれが貴重な研究資料とならないはずはない。ただ、そのような人種に属する1人である私は、メキシコにあまり無知なのか、はたまた欲張りすぎるためかは知らないが、本書に一抹の物足りなさを覚える。幼児のように正直に白状しておく、物足りないと感じる点は、国家による教会の管理を改め国家と教会の分離化を行った憲法改正（1992年の改正）の背景についてである。

この憲法改正の背景として、その社会的側面（社会の激変）、政治的側面（弱体化したPRI政権が教会にすり寄ったこと）などについて、本書は十分すぎるほど検証している。だが、これに対して、本書は、その宗教的側面として、カトリック教会首脳が国家に妥協的姿勢をとるようになったことを指摘するぐらいで、その側面の詳しい分析は行っていない。この論じ方は、1917年の反教権主義条項制定の背景として、本書がそれまでの教会の姿勢を詳しく論述したとことと比較しても、やや異なるのではなかろうか。

1960年代に開かれた第二バチカン公会議に始まるカトリック教会の近代化、さらにメキシコ社会における宗教的多様化などにも、1992年の憲法改正の背景となる要素があったのではないか。こう私は素人考えで愚考するのだが、どうだろうか。カトリック教会の近代化について一言すると、それは教会による信教の自由の承認などを含む。とくに近代化の結果制定されたカトリック新教会法典（1983年）は、聖職者に権力行使に参与する公職への就任および政党への積極的な関与などを禁止している。1992年当時、カトリック教会の近代化を抑えたヨハネパウロ2世が教会の実権を握っていたとしても、先に見た事実から、1917年の反教権主義条項の一部を教会自らが受け入れたものようにみることはできないであろうか。

また、本書は1992年の憲法改正の法的側面もほとんど言及していない。メキ

シコにおいて、宗教の自由など人権保障の強化が求められることはなかっただろうか。また国際的人権保障から影響を受けることはなかっただろうか。そうだとすれば、このような人権の現代的変容が憲法改正につながることはなかっただろうか。さらには、仄聞するところによれば、憲法改正時のサリナス政権は新自由主義も部分的に導入したというが、これが国家と教会の分離化にも影響を与えることはなかっただろうか。この点は、保守主義と新自由主義との奇妙な一致およびそれによる政教の接近がいくつかの国で見られるだけに、少なくとも私には気になるところである。

思わず多くの問題提起をしてしまった。的はずれでなければよいのだが、……。いずれにせよ、これらの点はこれからに期待したい。というよりは、そうするほかない。

とはいえ、本書がメキシコの政教関係を探究する者には必読書である。のみならず広く政教関係の比較研究を志す同労の方々にも一読に値する一書であることに変わりあるまい。それどころか、本書は多方面の研究に大きく貢献することも確かである。少なくとも、メキシコが政教分離国ではないなどという誤解は、本書の登場でもはや許されなくなった。これも本書の小さくない効用である。